

港長公示第29-1号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、第37条第2項の規定により、公示する。

平成29年7月14日

姫路港長



姫路みなと祭海上花火大会等に伴う航泊禁止について

姫路港飾磨区第1区の海上において、第39回姫路みなと祭に伴う「海上花火大会」など(以下、「行事」という。)が実施されるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該行事に従事する船舶、官公庁所属の船舶及び港長が許可した船舶を除く。

なお、雨天などにより行事が実施できない場合には、航泊禁止を解除する。

記

1 期間

平成29年7月29日(土) 午後6時20分から午後8時45分まで。

(雨天などにより行事が実施できない場合は、翌30日の同時間帯)

2 区域

次のイ点とロ点を結ぶ線と基点とハ点を結ぶ線及び岸壁・護岸により囲まれた海域

基点 飾磨東第二防波堤灯台(34-46-26N 134-39-29E)

イ点 基点から23度 1,160メートルの地点(護岸上)

ロ点 イ点から119度 90メートルの地点(小中島波除堤 先端)

ハ点 基点から298度 280メートルの地点(護岸上)

3 その他

(1) 航泊禁止区域を明示するため、別図のとおり標識灯(単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離6km)2基及び灯浮標(単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離6km)1基が設置されている。




(2) 周辺海域には、警戒船5隻が配備されている。

(3) 同日午後3時30分頃から航泊禁止区域の中央部に花火打揚げ台船が係止されている。

別図



基点 飾磨東第二防波堤灯台
 イ点 基点から23度 1, 160メートルの地点(護岸上)
 ロ点 イ点から119度 90メートルの地点(小中島波除堤 先端)
 ハ点 基点から298度 280メートルの地点(護岸上)

凡例
 標識灯 (黄色、4秒1閃・光達距離6キロメートル)
 灯浮標 (黄色、4秒1閃・光達距離6キロメートル)
 警戒船